公　示　日　：2021 年 9 月 15 日(水)
調達管理番号：21a00671
国　　名　　：フィリピン
担 当 部 署 ：ガバナンス・平和構築部平和構築室
調 達 件 名：フィリピン国バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト（稲作普及／生計向上）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：稲作普及／生計向上
（２）　格　　付　　：３号
（３）　業務の種類：専門家業務

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2021 年 11 月中旬から 2022 年 12 月下旬
（２）　業務人月：現地　9.50 人月、国内　0.85 人月、合計　10.35 人月
（※現地のうち、コタバトは 2.00 人月を想定、コタバトへの渡航回数は計 15 回程度、各 4 日程度を想定）
（３）　業務日数：

- 第 1 次 国内準備 4 日、現地業務 30 日、国内整理 3 日
- 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 105 日、国内整理 3 日
- 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 150 日、国内整理 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10.　特記事項を参照願います。

（４）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の３２％を限度とする。
２）第２回（契約締結後 12 ヵ月以降）：契約金額の８％を限度とする。

（５）部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します[1]。

１）2021 年度末（2022 年 2 月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２） 見積書提出部数 ：1 部

（３） 提出期限 ：2021 年 10 月 8 日(金)（12 時まで）

（４） 提出方法 ：電子データのみ

➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評価結果の通知 ：2021 年 10 月 22 日(金)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

[1] 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

類似業務経験の分野	稲作普及及び農業一般にかかる各種業務
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

40 年以上にわたり紛争が続いたフィリピン共和国ミンダナオ島西部及びスール一諸島のムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「ARMM」という。）において、2014 年 3 月、当国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF: Moro Islamic Liberation Front）の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。その後 2018 年 7 月 26 日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法（BOL: Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）」が大統領により承認された。2019 年 1 月 21 日及び 2 月 6 日にはバンサモロ自治政府の領域を確定するための住民投票が実施され、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域（BARMM: Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）が確定し、2019 年 2 月 22 日にバンサモロ暫定自治政府（BTA: Bangsamoro Transition Authority）が発足し、今後、2022 年のバンサモロ自治政府設立に向けた準備が進む予定である（2021 年 8 月現在、暫定自治期間の延長についてフィリピン国会で審議中）。加えて、BTA の設立とともに、MILF 構成員の武装解除、社会復帰等を含む正常化プロセスが進行することになるため、3 万人を超える構成員が社会復帰を行うと見込まれている。

これまで行政機関として機能してきた ARMM 政府の多くの機能が BTA に移行されたが、法律上は BTA の設立とともに改廃されており、ARMM の全職員が一斉に解雇されあらためて BTA 職員の採用手続きが行われるなど、暫定自治期間の開始からしばらくの間は行政サービスが一部滞り、地域の不安定化をもたらすことが懸念されていた。職員の採用がある程度進捗するに従い、行政サービスは徐々に回復しているが、引き続き BTA を行政機関として機能させ、行政サービスが滞りなく行われることが、BARMM 地域の安定にとって喫緊の課題であることには変わりがない。また、正常化プロセスの進行に伴い社会復帰する元 MILF 構成員を受け入れるコミュニティやこれまでの紛争で影響を受けたコミュニティの復興も喫緊の課題となっている。こうしたミンダナオにおける平和と安定は、当該地域・国のみならずアジア全体の平和と安定に寄与する。

JICA は、2013 年から技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（以下、「CCDP」という。）を通じて、バンサモロ自治政府の設立を見据えた制度・組織構築と人材育成に関する支援を法案策定や開発プログラムの特定・調整等を行うバンサモロ移行委員会（BTC）及び ARMM 政府を対象に行ってきた。

上記 CCDP の後継として 2019 年 7 月から開始した本事業は、BTA の行政管理能力強化を支援することで、2022 年に設置される予定のバンサモロ自治政府に引き継がれた人材が、プロジェクトで得た知見を活用することに貢献するものである。また、BTA が元 MILF 構成員の社会復帰やコミュニティの復興に向けた事業を実施できるように組織体制能力を強化することも目指している。

本事業においては、CCDP において実施された元 MILF 構成員に対する陸稲普及支援や、生計向上支援を引き継ぎ、こうした正常化の対象となったコミュニティに対し、陸稲普及支援を行い、併せて CCDP で実施された生計向上支援コンポーネント Livelihood Improvement for the Transformation of Underserved Population (LIFT-UP)のモニタリングを中心としたフォローアップを実施してきた。

稲作普及支援は、安全上の理由により BARMM 内の多くの地域に日本人専門家が渡航できない点を考慮し、フィリピン稲作研究所（PhilRice）と契約を行い、同研究所 Midsayap 支所から Training of Trainers （TOT）を BARMM 農業・水産・農地改革省（MAFAR）の対象地域の普及員等にして行うとともに、TOT で育成された Trainer による農民への普及 Farmers' Field School (FFS)を支援する形で実施している。プロジェクト期間中に紛争影響地域を含む対象地域において、３バッチ分の稲作普及に係る研修及びモニタリングの実施を計画している（想定スケジュール：第 1 バッチ（研修：2021 年 2 月～7 月、モニタリング・評価：2021 年 8 月～11 月）、第 2 バッチ（研修：2021 年 8 月～12 月、モニタリング・評価：2022 年 1 月～7 月、第 3 バッチ（研修：2022 年 1 月～7 月、モニタリング：2022 年 8 月～11 月））。また、これと併せてより広範な地域の農民（住民）に対して陸稲普及を行っていくためにラジオ放送を通じた陸稲普及プログラムを 2021 年 8 月から 10 月まで実施しており（ラジオ放送と同時に Facebook を通じて生配信されている）、終了後放送の効果についてのモニタリングと評価が必要となる。これらの支援は元 MILF 構成員やその家族が所在するコミュニティも含んだ地域で実施する計画であることから、正常化プロセスの一つのコンポーネントである「社会経済開発」に間接的に資する重要な活動として位置付けられる。

なお、2019 年 10 月から 2021 年 12 月まで本プロジェクトでは稲作普及を担当する長期専門家が派遣されており、本業務従事者は当該専門家の後任として業務を引き継ぐ形で派遣される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、カウンターパート、プロジェクト専門家、ローカルスタッフ等と連携しつつ、プロジェクト目標及び関連成果の達成に向け、稲作普及及び生計向上分野における活動を行う。なお、2021 年 8 月現在、新型コロナウイルスの影響により、ミンダナオ島（コタバト市及び下記業務の対象地域を含む）への渡航が制限されていることから、下記現地業務期間は、原則マニラから遠隔で業務を行うことを想定している。なお、コタバト市等業務対象地域への出張可否は当該時点の状況を踏まえ、個別に判断される。JICA はコタバトにプロジェクトオフィスを設置しており、現地での調整が必要な場合は、当該オフィスに勤務するフィールドコーディネーターを通して実施している。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 第 1 次国内準備期間（2021 年 11 月中旬）

① プロジェクト関係資料（詳細計画策定調査報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。

② 現地のプロジェクト専門家に遠隔でヒアリングを実施した上で、業務計画書（英文）を作成し、JICA ガバナンス・平和構築部へ提出する。

③ 現地派遣期間の業務計画について、監督職員と協議した上で、JICA フィリピン事務所、JICA コタバトプロジェクトオフィス（以下 CPO）、プロジェクト専門家とのテレビ会議にて、内容を確認する。

（２） 第 1 次現地業務期間（2021 年 11 月下旬～2021 年 12 月下旬）

① 前任専門家との業務引継ぎを行うとともに、PDM 等に基づき BTA の農業分野の生計向上活動が整理され強化されることに寄与する活動を行う。

② 稲作普及（Farmer’s Field School 及び Training of Trainers）第２バッチの研修に関するモニタリング及び完了確認（PhilRice が実施するエンドライン調査に係る調整、助言等を含む）を行うとともに、1 月以降の農民による陸稲生産時のモニタリングについて準備を行う、第３バッチの研修について実施機関と調整（対象サイトの選定、ベースライン調査等）を行う。

③ ラジオ放送を通じた陸稲普及プログラムの効果に係るモニタリング及び評価の業務を行う。

④ 生計向上支援（LIFT-UP）について、新規の活動が開始されていた場合、枠組みに沿ったモニタリング及び評価の業務を行う

（３） 第 1 次国内整理期間（2021 年 12 月下旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（英文）を JICA ガバナンス・平和構

築部に提出し、報告する。

（４） 第２次国内準備期間（2022 年 1 月上旬）

第２次派遣にかかる業務計画（英文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、JICA フィリピン事務所にもデータを送付する。

（５） 第２次現地派遣期間（2022 年 1 月中旬～2022 年 4 月下旬）

① 稲作普及第２バッチ対象農家のモニタリング（エンドライン調査に係る調整、助言等を含む）を実施するとともに、第３バッチの研修実施管理を行う。

② 生計向上支援（LIFT-UP）について、新規の活動が開始されていた場合、枠組みに沿ったモニタリング及び評価の業務を行う

（６） 第２次国内整理期間（2022 年 4 月下旬）

第２次派遣の現地業務結果報告書（英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

（７） 第３次国内準備期間（2022 年 6 月中旬）

第３次派遣にかかる業務計画（英文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、JICA フィリピン事務所にもデータを送付する。

（８） 第３次現地派遣期間（2022 年 6 月下旬～2022 年 11 月下旬）

① 稲作普及第３バッチの対象農家モニタリング（エンドライン調査に係る調整、助言等を含む）と評価を行う。

② 生計向上支援（LIFT-UP）について、新規の活動が開始されていた場合、枠組みに沿ったモニタリング・評価の業務を行う

③ 成果２（稲作普及並びに生計向上支援（LIFT-UP））の結果の取り纏めを行う。当該結果を踏まえ、PDM に基づき MAFAR に対する政策提言を取り纏め、同省に対して説明を行う。

（９） 帰国後整理期間（2022 年 11 月下旬～2022 年 12 月中旬）

① 第３次派遣の現地業務結果報告書（英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

② 専門家業務完了報告書（和文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(ア)業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業

務の具体的内容（案）などを記載。
英文３部（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA フィリピン事務所、プロジェクトチーム、C/P 機関へ各１部）

(イ)現地業務結果報告書
各派遣時及び派遣終了時。提出部数は以下のとおり。
英文４部（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA フィリピン事務所、プロジェクトチーム、C/P 機関へ各１部）
記載項目は以下のとおり。
① 業務の具体的内容
② 業務の達成状況

(ウ)専門家業務完了報告書（和文３部）
2022 年 12 月 15 日(木)までに提出。
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA ガバナンス・平和構築部及び JICA フィリピン事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 報酬単価
紛争影響国・地域（コタバト　現地 2.00 人月）における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

（２） 戦争特約保険料
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html を参照願います。

（３） 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
国際航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

（４） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

７．業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２．契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現時点でマニラ入国時にはビザの種類により 10 日から 14 日間の隔離期間が必要です（現行の制度上、公用旅券・9E(2)ビザの場合は 10 日間、その他は 14 日間）。隔離期間中に遠隔で業務を実施する場合には業務日数に参入可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。（本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています。）

・総括（長期専門家）（～2022 年 12 月）

・副総括／レジリエンス強化／生計向上（長期専門家）（～2022 年 12 月）

・稲作普及／業務調整（長期専門家）（～2021 年 12 月）

・研修計画／業務調整２（長期専門家）（～2022 年 3 月）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：ミンダナオ島での活動期間に限り、プロジェクトチームが手配する。（但し、ミンダナオでの宿泊料（1 泊 500 ペソ）は契約に含まれる）

ウ） 車両借上げ：コタバト市内及びコタバト市周辺への必要な移動に係る車両及びドライバーの提供（なお、マニラ市内における必要な移動はタクシーでの移動を想定。かかる移動は契約に含まれるので、**@2,000 円×80 日＝160,000 円（消費税抜き）を見積りに計上してください。**）

エ） 国内移動：マニラ - ミンダナオ島（コタバト市）間のフライト等活動に必要な国内移動について、必要に応じてプロジェクトチームで手配（但し、国内航空賃は契約に含まれるので、**@40,000 円×15 回＝600,000 円（消費税抜き）を見積りに計上してください。**）

オ） 通 訳 傭 上：なし

カ） 特殊傭人（現地関係機関との調整等を行うフィールドコーディネーター）：プロジェクトチームで手配。

キ）　執務スペースの提供：必要に応じ、マニラのレンタルオフィスのスペースを提供（ネット環境有り）。コタバト滞在時は、コタバトプロジェクトオフィス（CPO）のスペースを提供（ネット環境有り）。

ク）　警護及び警備員配置: プロジェクトチームによる活動に必要な警護に係る警備員の配置

ケ）　インターネット（ポケット Wi-Fi）: 必要に応じてプロジェクトチームで貸与（ただし、携帯電話の使用料金は契約に含まれるので、**@500 円×285 日＝142,500 円（消費税抜き）を見積りに計上してください。）**

コ）　衛星電話：必要に応じてプロジェクトチームで貸与（コタバト市外での対象地域における使用を想定）

（２）　参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA ガバナンス・平和構築部（TEL:03-5226-6943）にて配布します。

・詳細計画策定調査報告書

・R/D

・その他、安全管理関連資料を下記（４）③より入手ください。

② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト概要（https://www.jica.go.jp/project/philippines/017/index.html）

③　本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（４）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 紛争国もしくはポストコンフリクト国での業務経験があることが望ましい。

③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所及び在フィリピン日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。また、当機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構安全管理部、フィリピン事務所、プロジェクト関係者の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。プロポーザル作成に際しては、JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成すること。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、JICA ウェブサイトよりダウンロードして閲覧する。（JICA の国別安全対策ルール：https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html）

その他の安全対策としては以下のとおり。

１）初回現地渡航時までに、発注者が行う「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。

２）業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

３）フィリピンの治安状況（特にミンダナオ島）については、JICA 事務所等を通じて事前に情報収集を行う。

④ 30 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定す

る約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑦ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上